

第 25 回模擬国連会議関西大会事務局プライバシーポリシー

第 25 回模擬国連会議関西大会運営事務局(以下、「事務局」という)は、その活動における個人情報 の取り扱いにおいて、以下の通りプライバシーポリシー(以下、「本ポリシー」という)を定める。

第 1 条(個人情報)

「個人情報」とは、個人情報保護法にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、連絡先、個人を識別できる 画像(写真データ並びに映像データを含む)、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報を指す。

第 2 条(個人情報の収集方法)

事務局は、事務局が行う活動への参加を希望する者が参加の申し込みを行う際、事務局が行う活動に賛同する者が協賛を行う際、またその他事務局が必要と判断した際に個人情報を収集する。

第 3 条(個人情報を収集・利用する目的)

事務局が個人情報を収集・利用する目的は以下の通りである。

- 1) 事務局が行う活動への参加を希望する者、事務局が行う活動に参加する者、事務局が行う活動に賛同する者、その他事務局が必要と認めた者(以下、「参加者等」という)に対し、その身柄の確認あるいは本人の確認を行う目的
- 2) 参加者等に対し、連絡を行う目的
- 3) 参加者等に対し、参加費・協賛金その他の金品を請求する目的
- 4) 参加者等の属性を分析し、今後の事務局の活動の参考とする目的
- 5) 広告・宣伝を行う目的
- 6) 上記の利用目的に付随する目的

第 4 条(利用目的の変更)

事務局は、前条に掲げる個人情報の利用目的が変更前と関連性を有すると合理的に認められる場合に限り、個人情報の利用目的を変更することがある。利用目的を変更した場合には、変更された利用目的をホームページ上で公表する。

第 5 条(個人情報の第三者提供)

- 1) 事務局は次に掲げる場合を除き、参加者等の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供しない。

- a) 法令に基づく場合
 - b) 人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - c) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - d) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - e) あらかじめ次の事項を告知あるいは公表をしている場合
 - i) 利用目的に第三者への提供を含むこと
 - ii) 第三者に提供されるデータの項目
 - iii) 第三者への提供の手段または方法
 - iv) 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること
- 2) 前項の定めに関わらず、次に掲げる場合は第三者には該当しないものとする。
- a) 事務局が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - b) 事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - c) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いている場合

第6条(個人情報の管理)

事務局は、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

第7条(個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止)

- 1) 事務局が保有している個人情報について、本人から、開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止を請求された時は、個人情報漏洩防止、正確性、安全性の確保の観点から、法令の規定により特別な手続きが定められている場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、当該請求が本人によるものであることが確認できた場合に限り、本人の個人データ等の開示、訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者提供の停止を法令の定めに基づき行う。なお、調査結果に基づき、請求内容が不当と認められた場合は、請求に応じない。
- 2) 事務局は、前項の開示等の実施、不実施については、請求した本人に対して遅滞な

く連絡し、不実施の場合は、その理由を説明するよう努める。

第8条(プライバシーポリシーの変更)

- 1) 本ポリシーの内容は、本ポリシーまたは法令その他に別段の定めのある事項を除いて、参加者等に通知することなく、変更できるものとする。
- 2) 事務局が別途定める場合を除いて、変更後の本ポリシーは、ホームページに掲載したときから効力を生じるものとする。

第9条(裁判管轄)

本ポリシーに関連して生じる一切の紛争は京都地方裁判所を第一審専属的管轄裁判所とする